

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年5月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 D i a P l a z a長岡

所在地 長岡市城内二丁目3番地1 外

設置者 株式会社大和地所

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場1、2、3 午前8時30分から午後11時30分

(変更後) 駐車場1、2 午前8時30分から午後11時30分

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)・数 8カ所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後)・数 6カ所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更年月日

令和2年4月18日

4 変更の理由

駐車場3の契約解除に伴い、来客が駐車場を利用することができる時間帯と駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更を行うため。

5 届出年月日

令和2年4月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年5月19日から令和2年9月19日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp